

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	偽りその他不正な手段により障がい者等移送サービス事業利用料金助成金の支給を受けた者に対する助成金の返還命令	
根拠法令等及び条項	栃木市障がい者等移送サービス事業利用料金助成要綱第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市障がい者等移送サービス事業利用料金助成要綱第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 7月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者</p> <p>2 処分内容 助成金の全部又は一部の返還</p>	